

合併処理浄化槽を設置  
しませんか  
町民税務課(環境衛生係)  
☎52 2145

町では、快適な暮らしと美しい自然を守るため、平成17年度においても引き続き「合併処理浄化槽」を設置される方に補助金を交付いたします。

合併処理浄化槽を設置することにより、快適で清潔な水洗式トイレが使用できるようになるほか、台所などの排水も併せて浄化しますので、環境衛生上とても有効な設備です。

補助制度を活用して設置を予定または検討している方は、次によりお申し込みください。(設置工事の着手は、町から交付決定を受けた後になります。)

募集基数  
10基

(申込み多数の場合は、新築住宅を優先します) 補助を受けられる方(次のいずれにも該当する方) 主に居住を目的とした住宅に合併処理浄化槽を設置する方 店舗併用住宅

および共同住宅も対象となります)

公共下水道整備区域以外の町内に居住している方 浄化槽法で定められた検査や維持管理を確実に 行っていただけの方 交付される補助金の額

工事費の87・5%に相当する額が、次の人槽にに応じた限度額のいずれか低い方の額が交付されます。また、水洗化に伴い、住宅を改造する場合に対する補助制度もありません。

補助金上限額  
5人槽 821千円  
7人槽 958千円  
10人槽 1,218千円  
10人槽については、2世帯住宅などが対象となります。

申込み方法および期限  
申込書は、町民税務課環境衛生係の窓口または巡回窓口車やまびこ号に用意してありますので、必要事項を記入のうえ11月30日(火)までに同窓口に提出してください。  
補助制度など、不明な点はお問い合わせください。

無料調停相談会

富良野調停協会  
☎22 2209


地域住民の調停制度利用の便宜および普及のため、次のとおり無料調停相談会を開催します。

日時  
11月25日(木) 10時~15時  
場所  
・富良野市文化会館  
・中富良野農村環境改善センター

相談担当者  
富良野調停協会所属調停委員

相談内容  
金銭の貸借、損害賠償、夫婦や親族のもめごとなど日常生活の紛争解決について

お問合わせ先  
富良野簡易裁判所内  
富良野調停協会



あなたのまちの幸せのために  
**赤い羽根 共同募金**  
10月1日▶12月31日

< 重度心身障害者・ひとり親家庭等(旧母子家庭等)・乳幼児医療 >  
**10月1日より医療費助成制度が変わりました。**

対象範囲	自己負担	
	9月30日まで	10月1日から
ひとり親家庭等	母子家庭	母子家庭と父子家庭
乳幼児	通院 0歳~満3歳到達の月末までの乳幼児	通院・入院 0歳~満6歳到達後の最初の3月31日までの乳幼児(ただし、4月1日生まれの方は前日の3月31日まで)
	入院 0歳~満6歳到達の月末までの乳幼児	
	重度心身障害者	ひとり親家庭等
	乳幼児	
	9月30日まで	10月1日から
	初診時一部負担金(1)のみ	非課税世帯 初診時一部負担金(1)のみ 課税世帯 1割(2)
	自己負担なし	非課税世帯 初診時一部負担金(1)のみ 課税世帯 1割(2)
	自己負担なし	非課税世帯 初診時一部負担金(1)のみ 課税世帯 1割(2)

1 初診時一部負担金・・・医科580円、歯科510円、柔道整復等270円  
2 満3歳到達の月末まで(ただし、1日生まれの方は前月末日まで)の方は初診時一部負担金のみ

月額上限額など  
月額の負担上限額は、通院が12,000円、入院が40,200円です。上限額を超えた場合は、申請により超えた額の払い戻しを受けることができますので、詳しくはお問い合わせください。

問合わせ先 保健福祉課(国保医療係) ☎52-2144